

岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例

平成24年12月25日

条例第61号

改正 平成27年3月26日条例第14号

(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を
改正する条例第3条)

平成28年3月25日条例第16号

(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を
改正する条例第3条)

平成29年3月27日条例第13号

(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を
改正する条例第3条)

平成30年3月23日条例第17号

(岡崎市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに軽費老人ホームの設備及び運営の
基準に関する条例等の一部を改正する条例第6条)

平成30年10月1日条例第37号

(岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一
部を改正する条例第1条)

目次

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(第8条～第13条)

第3章 夜間対応型訪問介護(第14条～第19条)

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 地域密着型通所介護(第19条の2～第19条の6)

第2節 共生型地域密着型通所介護(第19条の6の2・第19条の6の3)

第3節 指定療養通所介護(第19条の7～第19条の13)

第4章 認知症対応型通所介護(第20条～第27条)

第5章 小規模多機能型居宅介護(第28条～第33条)

第6章 認知症対応型共同生活介護(第34条～第38条)

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護(第39条～第44条)

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(第45条～第49条)

第2節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(第50条～第53条)

第9章 看護小規模多機能型居宅介護(第54条～第59条)

第10章 雑則(第60条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第3条 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る法第78条の2第1項に規定する条例で定める数は、29人以下とする。

2 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人である者又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。第9条第1号において「施行規則」という。))第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。第54条において同じ。))に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)

第4条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。第45条第3項及び第51条第2項において同じ。))その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努

めなければならない。

(提供拒否の禁止)

第5条 指定地域密着型サービス事業者は、正当な理由がなく、指定地域密着型サービス(第39条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)の提供を拒んではならない。

(秘密保持等)

第6条 指定地域密着型サービスを行う事業所(次項において「指定地域密着型サービス事業所」という。)の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第7条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者及びその家族からの指定地域密着型サービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(基本方針)

第8条 指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報により当該利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

第9条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護にお

いては、次に掲げるサービスを提供するものとする。

- (1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。第15条第1項において同じ。))をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(次条第1項第2号及び第13条第1項において「定期巡回サービス」という。)
 - (2) あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に行う相談援助又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。第4号及び次条第1項第4号において同じ。)による対応の要否等を判断するサービス(以下この章において「随時対応サービス」という。)
 - (3) 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話(次条第1項第3号及び第13条第1項において「随時訪問サービス」という。)
 - (4) 法第8条第15項第1号に該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助(次条第1項第4号及び第13条第1項において「訪問看護サービス」という。)
- (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者)

第10条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者(以下この条において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。)を置かなければならない。

- (1) オペレーター(随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。第12条第2項及び第3項において同じ。)
- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等
- (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等

(4) 訪問看護サービスを行う看護師等

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上を、計画作成責任者(利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者をいう。)としなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第11条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、規則で定めるところにより、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

(設備及び備品等)

第12条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けられることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第1号に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。

(1) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等

(2) 随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。
- 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者(第16条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、

かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護(第14条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第18条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)

第13条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

第3章 夜間対応型訪問介護

(基本方針)

第14条 指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護(以下「指定夜間対応型訪問介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報により当該利用者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。

(指定夜間対応型訪問介護)

第15条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「定期巡回サービス」という。)、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等(指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)の訪問の可否等を判断するサービス(以下この条及び第19条第1項において「オペレーションセンターサービス」という。)及びオペレーションセンター(オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規

定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。)等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護(次条第1項第3号及び第19条第1項において「随時訪問サービス」という。)を提供するものとする。

- 2 オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。)内に1箇所以上設置しなければならない。ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる。

(訪問介護員等)

第16条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(次条及び第18条第1項において「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者(次項において「夜間対応型訪問介護従業者」という。)を置かなければならない。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、第1号のオペレーションセンター従業者を置かないことができる。

(1) オペレーションセンター従業者(オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。第18条第2項において同じ。))及び利用者の面接その他の業務を行う者をいう。)

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等

(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等

- 2 前項に定めるもののほか、夜間対応型訪問介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第17条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、規則で定めるところにより、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

(設備及び備品等)

第18条 指定夜間対応型訪問介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定夜間対応型訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けること

ができるよう、オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第1号に掲げる機器等については、指定夜間対応型訪問介護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。

(1) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等

(2) 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等

3 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第12条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針)

第19条 指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものでなければならない。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、自らその提供する指定夜間対応型訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 地域密着型通所介護

(基本方針)

第19条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが

できるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(従業者)

第19条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者(次項において「地域密着型通所介護従業者」という。)を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)
- (3) 介護職員
- (4) 機能訓練指導員

2 前項に定めるもののほか、地域密着型通所介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第19条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、規則で定めるところにより、指定地域密着型通所介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

(設備及び備品等)

第19条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定地域密着型通所介護事業所の設備及び備品等に関し必要な基準は、規則で定める。

3 指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

4 指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る

指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第19条の6 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第2節 共生型地域密着型通所介護

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第19条の6の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。)(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第50号。以下この条において「指定障がい福祉サービス等基準条例」という。)第36条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障がい福祉サービス等基準条例第73条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障がい福祉サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障がい児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障がい児をいう。以下この条において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障がい児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を

提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障がい福祉サービス等基準条例第36条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障がい福祉サービス等基準条例第73条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障がい福祉サービス等基準条例第81条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障がい福祉サービス等基準条例第35条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障がい福祉サービス等基準条例第72条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障がい福祉サービス等基準条例第80条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第19条の6の3 第19条の2、第19条の4、第19条の5第3項及び第19条の6の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第19条の5第3項中「指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護」とあるのは、「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護」と読み替えるものとする。

第3節 指定療養通所介護

(この節の趣旨)

第19条の7 第1節の規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画(機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したものをいう。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第19条の8 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第59号。第54条において「指定居宅サービス等基準条例」という。))第27条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)又は健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)等との密接な連携に努めなければならない。

(従業者)

第19条の9 指定療養通所介護事業者は、当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに、指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(次項において「療養通所介護従業者」という。)を置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、療養通所介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第19条の10 指定療養通所介護事業者は、規則で定めるところにより、指定療養通所介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

(利用定員)

第19条の11 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所に

において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を18人以下とする。

(設備及び備品等)

第19条の12 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 前2項に定めるもののほか、指定療養通所介護事業所の設備に関し必要な基準は、規則で定める。

4 指定療養通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

(準用)

第19条の13 第19条の6の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。

第4章 認知症対応型通所介護

(基本方針)

第20条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の従業者)

第21条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。))に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている

事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 看護職員又は介護職員
- (3) 機能訓練指導員

2 前項に定めるもののほか、前項各号の従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の管理者)

第22条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、規則で定めるところにより、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の設備及び備品等)

第23条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。第3項及び第4項において同じ。)の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に定めるもののほか、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の設備及び備品等に関し必要な基準は、規則で定める。

3 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(岡崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第62号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第9条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護

(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第11条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応通所介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第11条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(共用型指定認知症対応型通所介護の従業者)

第24条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第35条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第24条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(第39条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(第45条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(次条第1項において「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に、第35条、第40条若しくは第46条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第24条に規定する従業者を置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(共用型指定認知症対応型通所介護の利用定員等)

第25条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けられる利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第12条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下この

項において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者をいう。)の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第50条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニット(同条に規定するユニットをいう。)ごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。

- 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。)の運営(第31条第1項及び第57条第1項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(共用型指定認知症対応型通所介護の管理者)

第26条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、規則で定めるところにより、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第27条 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。)は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第5章 小規模多機能型居宅介護

(基本方針)

第28条 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護(以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(従業者)

第29条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(次項において「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)及び介護支援専門員を置かなければならない。ただし、規則で定める指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、介護支援専門員に代えて、規則で定める者を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、小規模多機能型居宅介護従業者及び介護支援専門員に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第30条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、規則で定めるところにより、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第31条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この条において同じ。))の数(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第17条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。次項及び次条第5項において同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第16条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。次項及び次条第5項において同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第19条第1項に規定する

登録者の数の合計数)の上限をいう。次項第1号において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は第55条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(次項及び第57条第2項において「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。次項及び第57条第2項において同じ。)にあっては、18人)以下とする。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス(登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この項において同じ。)及び宿泊サービス(登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護(本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。))をいう。第2号及び次条第2項第3号において同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者をいう。)の数の上限をいう。第2号及び次条第2項第3号において同じ。)を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人

28人	17人
29人	18人

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)まで
(設備及び備品等)

第32条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の宿泊室の基準は、次のとおりとする。

(1) 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

(2) 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

(3) 前2号の基準を満たす宿泊室(以下この項において「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

(4) プライバシーが確保された居間については、前号の個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護事業所の設備及び備品等に関し必要な基準は、規則で定める。

5 指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第20条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなす。

(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第33条 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第6章 認知症対応型共同生活介護

(基本方針)

第34条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居(法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(従業者)

第35条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)及び計画作成担当者を置かなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、介護従業者及び計画作成担当者に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第36条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、規則で定めるところにより、共同生活住居ごとに管理者を置かなければならない。

(設備に関する基準)

第37条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護の事業に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護の事業の効率的運営が困難であることが認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

2 共同生活住居は、その入居定員(当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第24条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。第6項において同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第23条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下この項及び第6項において同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者をいう。)の数の上限をいう。)を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

3 前項の居室は、次の基準を満たさなければならない。

(1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とする。ことができるものとする。

(2) 一の居室の床面積は、7.43平方メートル以上とすること。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護事業所の設備に関し必要な基準は、規則で定める。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合

については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第26条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなす。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第38条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえて、適切に行われなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

4 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結

果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

(基本方針)

第39条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護(以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が指定地域密着型特定施設(法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

(従業者)

第40条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(次項及び第44条第3項において「地域密着型特定施設従業者」という。)を置かなければならない。ただし、規則で定める場合においては、第4号の計画作成担当者を置かないことができる。

- (1) 生活相談員
- (2) 看護職員又は介護職員
- (3) 機能訓練指導員
- (4) 計画作成担当者

2 前項に定めるもののほか、地域密着型特定施設従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第41条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、規則で定めるところにより、指定地域密着型特定施設ごとに管理者を置かなければならない。

(設備に関する基準)

第42条 指定地域密着型特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定地域密着型特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定地域密着型特定施設は、介護居室(指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。次項において同じ。)、一時介護室(一時的に利用者をして指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下この項において同じ。)、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を設けなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を、利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室及び食堂を利用できる場合にあっては浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

4 前項本文の介護居室について、一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするすることができるものとする。

5 指定地域密着型特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、指定地域密着型特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法(昭和23年法律第186号)の定めるところによる。

7 前各項に定めるもののほか、指定地域密着型特定施設の設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第43条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由がなく、入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者(以下この項において「入居者等」という。)が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第44条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 地域密着型特定施設従業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 7 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型

特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(基本方針)

第45条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に当該入所者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(従業者)

第46条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、規則で定める指定地域密着型介護老人福祉施設にあっては規則で定める従業者を置かないことができる。

- (1) 医師
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員又は看護職員
- (4) 栄養士
- (5) 機能訓練指導員
- (6) 介護支援専門員

2 前項に定めるもののほか、前項各号の従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第47条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、規則で定めるところにより、管理者を置かなければならない。

(設備)

第48条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 浴室
- (4) 洗面設備
- (5) 便所
- (6) 医務室
- (7) 食堂及び機能訓練室
- (8) 廊下
- (9) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

2 前項第1号の居室は、次の基準を満たさなければならない。

- (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (2) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。

4 前3項に定めるもののほか、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第49条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じて、当該入所者の処遇を適切に行わなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所

者生活介護の提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第2節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(この節の趣旨)

第50条 前節(第46条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第52条第1項第1号イ及び第2項第2号において同じ。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第51条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮

しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(設備)

第52条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) ユニット

ア 居室

イ 共同生活室

ウ 洗面設備

エ 便所

(2) 浴室

(3) 医務室

(4) 廊下

(5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

- 2 前項第1号アの居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(3) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

ア 10.65平方メートル以上とすること。ただし、第1号ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

イ ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互の視線の遮断を

確保すること。

- 3 前2項に定めるもののほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第53条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。
- 6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
実施すること。

9 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介
護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければなら
ない。

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

(基本方針)

第54条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下この章において「指定
看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準条例第26
条に規定する訪問看護の基本方針及び第28条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本
方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者)

第55条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能
型居宅介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能
型居宅介護事業所」という。)ごとに、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当た
る従業者(次項において「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。)及び介護支援
専門員を置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、看護小規模多機能型居宅介護従業者及び介護支援専門員に
関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第56条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、規則で定めるところにより、指定看
護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第57条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者(指定看護小規
模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を
受けた者をいう。次項において同じ。))の数の上限をいう。次項第1号において同じ。)
を29人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等か
ら電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な
看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であっ
て、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上

の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(次項において「本体看護多機能型事業所」という。)との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。次項において同じ。)にあっては、18人)以下とする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス(登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業をいう。以下この項において同じ。)及び宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護(本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第19条第1項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び本体看護多機能型事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体看護多機能型事業所に係るサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体看護多機能型事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。第2号及び次条第2項第3号において同じ。)の利用定員(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。第2号及び次条第2項第3号において同じ。)を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)まで
(設備及び備品等)

第58条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の宿泊室の基準は、次のとおりとする。

- (1) 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (2) 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であつて定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。
- (3) 前2号を満たす宿泊室(以下この項において「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。
- (4) プライバシーが確保された居間については、前号の個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。
- (5) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の設備及び備品等に関し必要な基準は、規則で定める。

(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第59条 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能

型居宅介護の質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 4 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第10章 雑則

(規則への委任)

第60条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第40条第1項の規定にかかわらず、療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)の機能訓練指導員については、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。
- 3 第42条第3項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所

の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則(平成27年3月26日条例第14号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日条例第16号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第31条第1項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、指定地域密着型サービス基準条例第32条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

附 則(平成29年3月27日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年10月1日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

